

報告第1号

専決処分の報告について

次の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年5月18日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

専決第1号 守口市市税条例等の一部を改正する条例

専決第2号 守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

専決第1号

守口市市税条例等の一部を改正する条例

守口市市税条例等の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成28年3月31日専決

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市市税条例等の一部を改正する条例

(守口市市税条例の一部改正)

第1条 守口市市税条例（平成11年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第62条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

附則第9条の2第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に改める。

(守口市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 守口市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年守口市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第107条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条」を削り、同表第107条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2の2様式」に改め、同表第107条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第107条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項の表第107条の2の項中「第107条の2」を「第107条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第107条の2の項の項中「第107条の2」を「第107条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第107条の2の項の項中「第107条の2」を「第107条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の

部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第107条の2の項の項中「第107条の2」を「第107条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

専決第2号

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成28年3月31日専決

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（平成27年守口市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の表備考8中「掲げるとき」の次に「（以下「特例世帯」という。）は、利用者負担額」を加え、「控除する」を「控除した額に2分の1を乗じて得た金額とする」に改め、同表備考9中「同一世帯」を「世帯の階層が第6階層から第14階層までである場合であって、同一世帯」に改め、同備考(2)中「（備考8の規定に該当する場合は、当該規定による控除後の金額）」を削り、同備考を同表備考10とし、同表備考8の次に次のように加える。

9 世帯の階層が第2階層から第5階層までである場合であって、生計を一にする小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）が、特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業を利用する場合において次の各号に掲げる者が支給認定子どもである場合のその者の利用者負担額については、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 支給認定保護者の監護を受ける者等（現に支給認定保護者の監護する未成年者、成年に達した者であって未成年者であったことにより支給認定保護者の監護されていたもの並びに支給認定保護者及びその配偶者の直系卑属をいう。(2)において同じ。)のうち最も年長である者のうちの1人 この表に定める金額（特例世帯の場合は、備考8の規定による算定後の金額）

(2) 前号に掲げる者を除く支給認定保護者の監護を受ける者等のうち最も年長である者のうちの1人 この表に定める金額に2分の1を乗じて得た金額（特例世帯の場合は、0円）

(3) 前2号に掲げる者以外の者 0円

別表第2備考中「及び備考9」を「、備考9及び備考10」に改め、同備考に後段として次のように加える。

この場合において、同備考10中「第14階層」とあるのは、「第18階層」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。